

令和4年3月30日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書  
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等による政府出資法人の財務等への影響について」（令和4年3月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等による政府出資法人  
の財務等への影響について

## ＜検査の状況の主な内容及び所見＞

## 1 中止した催物の準備等により生じた費用の状況

契約書等において、天災等の不可抗力により催物を中止する場合の費用負担について定められていないなどして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により催物を中止することにした後に契約相手方と協議してキャンセル料等の支払額を決定していた法人の中には、今後も同種の催物を反復して開催することが見込まれ、法人内における取決めとして費用負担の方針を決定しているのに、これを契約書等において定めていなかったものがあった。

所見: 毎年度多数の催物を開催していて、今後も同種の催物を反復して開催することが見込まれる政府出資法人は、催物を中止する場合の費用負担の方針をあらかじめ定めることができる場合には、これを契約書等において定めることにより、契約相手方との間で費用負担の在り方を明確にしておくことなどについて検討すること

## 2 施設に係る委託業務の見直しなどによる経費削減等の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、休止したり、利用者が減少したりしている施設において、業務の見直しなどによる経費削減のための検討が十分でない認められる委託業務が見受けられた。

所見: 独立行政法人、国立大学法人等は、施設の運営に当たり恒常的に実施している委託業務等について、業務量や業務の必要性が大きく変化するなどした場合には、必要な見直しを検討することなどにより、経済的かつ効率的な施設の運営に努めていくこと

## 3 固定資産が使用されている業務の実績が著しく低下するなどした場合における減損の兆候に係る注記の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、減損の兆候があるとして財務諸表に注記していた法人がある一方、固定資産が使用されている業務の実績が著しく低下するなどした場合には減損の兆候があると判定する必要はないと考えるなどしていたため、財務諸表に注記をしていない国立大学法人等があった。

所見: 独立行政法人、国立大学法人等は、財務諸表における減損の兆候に係る注記の重要性に留意すること。また、文部科学省は、会計上の見積りの不確実性が高い環境下での減損の兆候の判定に係る取扱いの具体的な適用範囲及び適用方法を明確にして、これを国立大学法人等に周知すること